

標津町定住誓約書

私は、標津町の町民として10年以上居住することを誓います。

なお、標津町定住住宅取得支援要綱第11条第1項各号のいずれかに該当することになったときは、同条第3項の規定に基づき補助金の全部又は一部を返還します。

令和 年 月 日

申請者 住 所

氏 名

Ⓔ

(氏名欄は自署してください。)

【説明】

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助金の交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは当該補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付を受けた者が補助金を受領した日から10年未満で当該住宅を退去したとき、又はその住宅を譲渡、若しくは貸し付けたとき。ただし、住宅リフォーム補助金の交付決定者は除く。